

恵庭市普通財産の一般競争入札実施説明書

一般競争入札とは、1つの入札物件に不特定多数の購入希望者を募ったうえで入札をもらい、市が設定する最低売却価格以上で最高価格の札を入れた方を売払の相手とする方法です。

●実施説明書の確認

この実施説明書を最後までよく読んで、申し込みに備えてください。また、詳細事項については「恵庭市普通財産の土地売払要綱」及び「恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領」に記載されていますので、必ずご確認ください。

●物件の確認

1. 土地は現状有姿で引き渡します。土地の現況や電柱、支線、街灯、その他施設の位置等を必ず現地でご確認のうえ、申し込みください。
2. 恵庭市不動産売却情報は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
3. 各種供給処理施設（電気、上下水道等）の利用に当たっては、各供給業者と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、落札者の負担において行ってください。
4. 恵庭市売払地位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
5. 詳細図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくため作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身で確認してください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

●申込み

1. 申し込み資格
次の項目に全て当てはまる個人及び法人であれば、申し込みいただけます。
（１）市税又は恵庭市に納付すべき公共料金を滞納していない者
（２）売払地の売買契約を締結する能力を有すると認められる者
（３）市有地の申し込みにおいて、正当な理由が無く契約を締結せず、または契約内容を履行しなかった事実が無い者等
2. 申し込みできる物件数
複数の物件に申し込みできます。ただし、各物件について入札保証金を納入する必要があります。なお、同一物件について、同一参加者が重複して申し込むことはできません。
3. 所有権の共有を希望される場合
申込書（様式第 1 号）に共有者の必要事項を記載するとともに、共有者の

添付書類を添えて提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有または共有から単独に変更することはできませんのでご注意ください。

4. 希望物件の資金計画

気に入った物件が見つかりましたら、その物件の内容をよく把握していただき、資金計画を立ててください。落札日からおよそ70日の間に土地売買代金をお支払いいただくことになります。

5. 申し込みに必要な書類

申込書に、次の書類を添えてご提出ください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。また、添付書類は、提出日より前3ヶ月以内に発行されたものといたします。

【個人が申し込む場合】

- 住民票の写し 1通 ※「本籍」を記載したもの
- 印鑑登録証明書 1通

【法人が申し込む場合】

- 登記事項証明書 1通 ※履歴事項証明書か現在事項証明書
- 印鑑証明書 1通

6. 申込方法

提出書類を管財・契約課まで持参するか郵送による方法に限ります。

7. 申込・問い合わせ先

恵庭市総務部財務室管財・契約課（増築庁舎2階 29番窓口）
〒061-1498 恵庭市京町1番地
Tel 0123-33-3131 内線2355

8. 申し込みの完了

申し込みが完了すると、市から「一般競争入札参加資格確認通知書」（様式第2号）を送付します。また、参加資格要件を満たしている方には入札保証金の納付書を同封します。

●入札保証金の納付

1. 入札保証金

物件ごとに定めた入札保証金を、市がお渡しする納付書により指定金融機関で、指定期日までに振り込みください。

2. 入札終了後の入札保証金の返還等

落札者の入札保証金は、契約保証金へ充当します。

落札できなかった方の入札保証金は、指定された金融機関へ後日、振り込みいたしますので、入札終了後「入札保証金返還請求書」（様式第5号）をご提出ください。振り込みまでにはおよそ20日間程度かかりますのでご了承ください。

連名で入札参加申し込みをした場合は、代表者が申込者及び入札保証金請求者となります。

●入札

1. 入札当日に必要な持ちもの

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（市から送付されたもの）
- (2) 入札保証金の領収書
- (3) 入札書（記名押印のあるもの）（様式第4号）
- (4) 委任状（代理人が入札する場合）（様式第3号）
- (5) 入札保証金返還請求書（記名押印のあるもの）（様式第5号）
 - ※落札できなかった場合のみ必要
 - ※後日提出する場合は不要

2. 入札

入札書は、所定の「入札書」（様式第4号）をご使用いただきます。入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札してください。また、連名で入札参加申し込みをした場合は、代表者が入札者となります。入札書の入札者欄には代表者の住所・氏名を記入してください。

3. 無効となる入札

- (1) 入札金額に訂正のある入札
- (2) 記載事項の漏れ、または誤記等により内容が確認できない入札
- (3) 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具で記載された入札
- (4) 入札者（代理人）が2通以上の入札書を提出したときのその全ての入札
- (5) 入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときのその双方の入札
- (6) 他の入札者の代理人を兼ね、または二以上の者の代理人として入札したときのその全ての入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

●開札・落札者の決定

1. 開札

入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。

2. 落札者の決定

開札後、次の条件により決定いたします。

- (1) 有効な入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者といたします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定いたします。
- (3) 落札者が辞退した場合、または落札を取り消された場合は、次に入札価格が高額であった入札者を繰り上げて落札者とみなします。

●契約保証金および売買代金の納付

1. 契約保証金

落札者の入札保証金は、契約内容（主に売買代金の納入義務）の履行を担保するため、契約保証金へ充当します。また、契約を辞退または解除することになった場合、入札保証金または契約保証金は市へ帰属しますので、ご注意ください。

2. 売買代金の納入期限

契約書に記載された指定期日（契約した日から最大2ヶ月）までに納入してください。納入期限を過ぎて収めた場合、延滞金が発生したり、契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

●所有権移転の登記

1. 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときに市から契約者に移転します。所有権移転登記手続きは市が行います。諸費用は買い受け人の負担となります。

以上